## パブリックコメントの意見の計画への反映状況について

- 1 募集期間 令和2年1月23日~2月13日
- 2 意見数 3件
- 3 ご意見の内容と考え方

No	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
	   高度な専門的知識や技能を習得できる短期大学や専修学校の役割を評価し、大学に限らず、広く高等教育機関全般を対象  に県内就職を見据えた県内進学を促進する。	
	・P15、【取組の方向】〇地域協働スクールの実現・(ア)の記述中、「企業、大学など・・」を「企業、大学等など・・・」とする。	・P15【地域協働スクールの実現】(ア)には「企業、大学など」と記載されており、地域の 実情に応じて高等教育機関全般を含め様々な主体が参画することが既に表現されていると考えておりますので、現状の記述のとおりとします。
	・同 〇地域資源を活用した特色ある教育の推進・(イ)高校における地域資源の活用、最初の・の記述中、「市町村、大学、社会教育・・・」を「市町村、大学等、社会教育・・・」とする。	・P15【地域資源を活用した特色ある教育の推進】(イ)にも文末に「等」の文字もあり、 前述と同様様々な主体が参画するという意味が込められていますので、現状の記述の とおりとします。
1	・同(イ)3つ目の・の記述中、「大学・・」を「大学等」とする。	・同(イ)3つめについては、大学の先駆的な研究や、企業での先進的な技術等、高度な知見を高校の地域課題解決型学習に取り入れる事業を想定して記載しております。 よってここでは、大学、企業の記述のみとさせていただきます。
	・P16 〇高大接続の推進、の標題を「県内の高等教育機関と高等学校との連携の推進」とする。	・P17「県内高等教育機関での地域を担う人づくり」の中で、県内高等教育機関との連携強化を図ることとしており、この中に、ご意見にあります「県内就職を見据えた県内進学の促進」についても、包含されているものと考えております。なお、P16【高大連携】については、前述の回答に類似し、大学の専門的な知識を活用した地域課題解決型学習の質の向上が本項目の主目的に有るため、現状の記述のとおりとします。
	・同箇所(イ)の後に、以下追加する。 「(ウ)県内専修学校への進学促進[県内専修学校、高等学校]」とし、「・高等学校と連携して県内の専修学校への学びをつなげるための情報提供の場を創設」とする。	・関連して、(ゥ)の追記要望に関しましては、対応していかなければならない課題であると認識しておりますので、今後の施策の検討事項として参考にさせていただきます。
		県外大学等には松江高専を含んでいます。専修学校は、P20に別枠で記載しておりますので、現状の記述のとおりとさせていただきます。
	将来、地域で働き生き生きと暮らすために、小中学校のキャリア教育を充実させる。小学校の低中学年ではふるさと教育に結び付けて、地域の人々の暮らしを支える仕事(伝統産業に限らず)を知る課程を加え、また、小学校高学年や中学校では職場体験や地元企業で働く人たちとの交流の場を積極的に取り入れ、人=仕事とのつながりの中で地域創造、貢献の意欲を高める。	
2	・P15〇地域資源を活用した特色のある教育の推進、の記述中、「豊かな自然、文化・歴史、子どもたち・・」を「文化・歴史、暮らしを支える産業、子どもたちを・・」とする。	・P15に記述のある「子どもたちを温かく支え育てようとする地域社会」に、ご提案の 「暮らしを支える産業」についても含まれていますので、現状の記述のとおりとします。
	・P30【取組】(イ)[ものづくり体験教室の実施]の記述中、以下追加する 「・小学生低学年では様々な職業への興味関心を醸成するためにお仕事体験やお店見学を実施」 「・中学生が地域生活や生業に関心を高めるため地域の人々との交流の場を醸成」	小・中学校で地域との連携により、製造業にとどまらない人材育成の取組を加記するご提案ですが、この内容は P15【地域資源を活用した特色ある教育の推進】に含まれ、その一環として学校現場で様々な取組が進められておりますので、現状の記述のとおりとします。
		外国人の雇用については、企業等の考え方や受け入れ体制が様々であるため、まずは窓口において情報提供などを行い、 県内企業等における外国人材の適正な雇用管理を支援してまいります。よって、P23(カ)の標題は現状の記述のとおりとさ せていただきます。
3		県内高等教育機関に在籍する外国人留学生の県内就職については、大学生等の県内就職の促進と連携し実施しているため、P19~P20に追記いたしました。
	・P35【取組の方向】〈介護〉の記述中、「子育てが一段落した者」の後に「、専門知識を習得した外国人」を追加する	「子育てが一段落した者」の後に「 <u>外国人等」を追加します</u> 。
	・P36【取組】〈介護〉(イ)に「・外国人介護士の確保に向けた環境の整備」を追加する。	外国人介護人材に係る取組みについては、県内の状況等を踏まえながら今後検討していきます。
3	す。日本全国で専門的知識・技能を習得する外国人留学生が増加傾向にある中、島根県では外国人留学生への環境整備や修学支援を充実することにより、島根県が住みよい安心できるところであることを示すことにより、県内就労を促進する。 ・P23(カ)の標題を次のように変更する。「外国人の就労機会の促進」 ・同3つ目の・の後に以下追加する。 「・県内高等教育機関に学ぶ外国人留学生が安心して修学でき、県内の企業、施設に就労できるよう支援体制を構築」 ・P35【取組の方向】〈介護〉の記述中、「子育てが一段落した者」の後に「、専門知識を習得した外国人」を追加する	県内企業等における外国人材の適正な雇用管理を支援してまいります。よって、P23(カ)の標題は現状の記せていただきます。  県内高等教育機関に在籍する外国人留学生の県内就職については、大学生等の県内就職の促進と連携し致、P19~P20に追記いたしました。  「子育てが一段落した者」の後に「 <u>外国人等」を追加します</u> 。